

関係各位

栃木県国民健康保険団体連合会  
事務局長 福田 久 則

ノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）の実施について

本会の事業運営につきましては、平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで本会では、節電、健康保持及び業務能率の向上を図ることを目的として、夏季（5月～10月）にクールビズを実施していますが、近年は、自治体や一般企業等においても、同期間に限らずノーネクタイ、ノージャケット（以下、「ノーネクタイ等」という。）の軽装による勤務が一般的となっており、栃木県や一部の県内市町でも通年での軽装を導入しています。

このような状況を踏まえ、働き方改革の一環として、より働きやすい職場環境を構築するため、本会においてもTPO（時間・場所・場合）に応じた、本会職員としての節度ある服装の範囲内において、下記のとおりノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）を実施しますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施期間

令和6年5月1日（水）から通年実施

2 本会職員の服装の基本

性別を問わず、『会員等に不快感を抱かせない身だしなみ』であることを前提とした基準とします。

3 取組内容

- （1）職員は通年でノーネクタイ等での勤務を可能とします。また、歩きやすいスニーカー等での勤務を可能とします。
- （2）クールビズ期間（夏季：5月から10月まで）は、通年での軽装に加え、清涼感のある暑さをしのぎやすい軽装を可能とします。
- （3）ウォームビズ期間は特に設けず、保温効果の高い服装（カーディガン、セーター、フリース、ベスト等）での勤務を可能とします。

4 その他

- （1）本会職員として品位を失わない節度ある服装及び職務遂行に適した服装を心掛け、来会者や同僚に不快感や違和感を与えるような服装は避けます。
- （2）保険者等が参加する会議・研修会等については、基本となる服装（スーツ、襟付きシャツ、ネクタイ、ビジネスシューズ）とします。

総務課総務担当

担当：五月女・柿沼

電話：028-622-7242